

鹿児島選挙違反事件（「志布志事件」）についての会長声明

2007年（平成19年）2月23日、鹿児島地方裁判所は、2003年（平成15年）4月に施行された鹿児島県議会議員選挙に関して、公職選挙法違反で起訴されていた12名の被告人全員に無罪判決を言い渡した。

本件は、鹿児島県志布志の谷合にある一集落で当選した候補者が、集落の住民を集めて4回もの買収会合を開き、総額191万円の選挙買収金を配ったとして、15名の無実の住民が逮捕・勾留され、長時間に渡って警察・検察から自白を強要され続けたという事件である。

本件の捜査においては、「叩き割り」などと称して多くの被疑者に対し様々な自白強要が行われた。任意で取調べ中の被疑者に対し、家族の名前と家族が被疑者を諭すような内容の紙を取調官が作成し、被疑者に強制的に踏ませるというキリシタン弾圧を思わせる「踏み字」を強制するなどの驚くべき違法捜査が行われたものである。加えて、捜査機関が組織的に被疑者・被告人と弁護人との接見内容について接見直後に取調べを行い、この接見内容を供述調書化するなど被疑者・被告人との秘密接見交通権をも侵害したものである。「踏み字」事件に関しては、2007年（平成19年）1月18日に鹿児島地裁で言い渡された国賠訴訟判決（その後確定）において、「その取調べ手法が常軌を逸し、公権力をかさに着て被疑者を侮辱する」と厳しく断罪されたものである。

執拗な自白強要に川へ投身自殺しようとした人もいたとのことであり、自白強要に屈した何人かの被告人は、無罪判決によれば、「あるはずもない事実がさもあったかのように、具体的かつ迫真的に」、「虚偽の自白」をしてしまったものである。

そして、本件の審理に当たっては、違法な取調べによって得られた被告人らの供述調書を巡る証拠調べに長期間を要した結果、無罪判決までに4年近くの年月がかかったものである。

本会は、全国の弁護士会に先駆けて、取調べの全過程の可視化を提唱するとともに、「被疑者ノート」の実践活動を行ってきた。今回の無罪判決は、虚偽自白の強要による冤罪や、自白調書の任意性をめぐる審理の長期化を二度と生じさせないためにも、取調べの全過程を録画・録音することが必要不可欠であることを再認識させたと言える。2年後に迫った裁判員裁判にとっても、取調べ全過程の可視化は前提条件である。

本日、無罪となった元被告人3名の方及び弁護団所属弁護士出席の下、本会で行われた「自白強要といかに闘うか」において、これらの点は参加者全員の総意として確認された。改めて、取調べ全過程の可視化を実現することを強く求める次第である。

2007年（平成19年）3月31日

大阪弁護士会

会長 小寺一矢